

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2020. 10.10発行〈通巻第515号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : info@koshc.jp

ホームページ : <http://koshc.jp/>



臨床検査技師がシックハウスで公務災害認定

宝塚市民病院 作業環境測定不正事件 宝塚市職員労働組合 2

新事務所に移転します! 5

剥離剤による中毒に注意!

火災や中毒多発で厚生労働省が通達発出 6

「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」に対する

特定化学物質としての新たな規制 9

死ぬまで元気です vol.29 右田孝雄 13

振動障害の検査 不足する医療機関 14

韓国からのニュース 15

前線から 18

フォークリフトの腰痛予防対策その2／大阪

9月の新聞記事から／19

表紙／痛覚計を用いた振動障害検査(本文14ページ)

'20 10

臨床検査技師がシックハウスで公務災害認定 宝塚市民病院 作業環境測定不正事件 隠蔽との闘い 宝塚市職員労働組合

◆「シックハウス症候群」発症

2019年7月、宝塚市立病院の病理検査担当の臨床検査技師がシックハウス症候群を発症した。

被害者は4年ほど前(2016年)から、病理検査室に出勤すると鼻水が出るという症状があった。2019年7月下旬からは、鼻水・のどの痛み・目の痛みといった症状が日に日に強く現れだした。同年8月8日の出勤時、病理検査室内の切り出し(*)室入り口付近に行くと、粘性の鼻水が大量に出だし、のどに違和感を覚えた。また、他の職員も同時期から頭痛を感じていたことが判明した。8月30日、アレルギー科で「揮発性有機化合物(ホルムアルデヒド、キシレン等)によるシックハウス症候群」、「約1ヵ月の自宅療養が必要」と診断され、医師からは「今後、日常生活(引越し、家の新築等)でも症状が出る可能性があるので注意が必要」と言われた。

被害者の通報により、2019年8月26日に西宮労働基準監督署が立ち入り検査を行い、市立病院は同年9月13日に労働安全衛生法に基づく是正勧告と改善指導を受けた。被害者は宝塚市職員労働組合(以下、

労働組合)とともに事故に至った不正行為を含む事実関係の確認と公表、適切な謝罪を求めてきたが、病院側は不都合な事実を隠蔽しようとし、被害者に向き合おうとしてこなかった。それどころか、被害者の訴えに対して「環境を整備(改修工事)するの、それ以外に何の問題があるのか」とし、他の職員に対して事実関係を説明することもなかった。

2019年8月に公務災害認定申請を行ったが、病院側の報告は事実と異なり、被害者は労働組合の協力のもと、追加資料を提出し事実関係を説明することを余儀なくされた。そして、一年近くかかり2020年7月17日ようやく、被害者は公務災害の認定を受けた。これは被害者救済の一步ではあるが、被害が業務に起因することが認められたにすぎず、不正行為の事実と被害に至る経緯が明らかにされたわけではない。

※切り出し＝検査に必要な組織片を切り取る作業

◆放置された排気装置の不具合

この事件の本質は、被害者らの職場改善要望が長年無視され、作業環境測定(ホルムアルデヒド等の濃度測定)の不正が続けられ、排気装置の不具合が放置されてきた

宝塚市立病院で「シックハウス」発症

女性技師の公務災害認定

宝塚市立病院（同市小浜4）の有毒な化学物質を扱う病理検査室で、排気装置の不調が放置された状態で働かされた女性技師が「シックハウス症候群」を発症した問題で、技師が民間の労災に当たる「公務災害」に認定されていたことが21日、分かった。技師は昨年8月、地方公務員災害補償基金兵庫支部に請求し、認定は7月17日付。現在も目の痛みなどの症状があるという。

検査室では病理検査などでホルマリン（ホルムアルデヒドの水溶液）やキシレンなど有毒な化学物質を使用する。技師は昨年8月、シックハウス症候群と診断され休職。西宮労働基準監督署が同年9月、検査室の排気設備が不十分として是正勧告を出すなどしていた。公務災害の認定について、同病院は「個人情報なので答えられない」としている。一方同病院は昨年11月、排気設備の不備が続いた原因などを調べる第三者委員会を設置する方針を示したが、現時点で第三者委員会は立ち上げられていない。

技師は「調査で真実が明らかになり、環境改善だけでなく、被害者への謝罪や補償がなされることを願う」としている。（大盛周平）

記者発表）。

過去の記録によると、病理検査室では2007年11月に初めて作業環境測定が実施され、以来2010年7月までの7回の測定において（2009年5月測定の「第2管理区分」を除く）「第3管理区分」が続いた。この間、様々な試みがなされたが改善することなく、2011年3月に換気・排気装置の改修工事が実施された。

ところが、その直後（2011年3月

29日）の作業環境測定では、切り出し作業が行われていない状態で実施されたにもかかわらずなお「第2管理区分」となった。この時の測定結果について病院側は「一定の効果を得た」と評し、安全衛生委員会に改善状況として報告された。改修工事と測定結果の関係を精査することなく、その後追加工事が行われることはなかった。

※ 第1管理区分＝適切であると判断される状態

第2管理区分＝改善の余地があると判断される状態

第3管理区分＝不適切であると判断される状態

2020年7月22日 神戸新聞 朝刊

ことにある。

被害に至った原因として病院側は、①当時、被害者の作業量が一時的に増加したこと、②換気装置の不具合により一時的に作業環境における化学物質の濃度が上昇したこと、として一過性の問題という認識を示した（2020年6月17日議会における明石病院事業管理者の答弁）。また、病院側は排気装置の不具合を放置してきた理由について、「年2回の作業環境測定において、第1管理区分（*）の結果が出ていたので、早急に改修しなければならないとの認識がなかった」としている（2019年11月1日、是正勧告の事実についての新聞

◆隠蔽される不正行為

病院側は、作業した状態で作業環境測定を受ければ「第2管理区分」以上の結果が出る可能性を認識していたと考えられる。このことは、上司の証言「第3管理区分が続き、切り出し室の大規模な改修工事（2011年3月）があった。その後、環境を整えているのに基準値を超えるということは作業の仕方が悪い、と指摘されと思った（2019.11.5）」が裏付けている。

局所排気装置の制御風速は、2015年9月の測定開始以来ずっと基準値を下回っていた。被害者と病理医が繰り返し上司に相談してきたが、「金銭的な問題」と「作業環境測定で第1管理区分」を理由に、上司の判断で放置されてきた。

病院側は、作業環境測定の測定値を抑えるために不正行為（前日からの換気、測定後に作業をしないという指示のもと9時頃に測定）を続け、「第1管理区分」を維持しようとしてきた。2016年3月の作業環境測定は、上司が測定日を失念していたと思われ「第3管理区分」となったが、この点について明石病院事業管理者は2020年6月議会で、「測定前にホルマリンをこぼしたことが測定値に影響した」との上司の証言をもとに事実関係を確認するとした。ところが、被害者、上司ともこぼしておらず、証言者である上司は誰がいつこぼしたかわからないという不可解なことになっている。被害者や他の証言者と上司の見解が異なるにもかかわらず、「上司が測

定日を失念していた」という証言には言及せず、病院側に都合のいい「ホルマリンをこぼした」という上司の極めて不自然な証言を基本に調査する態度を示した。

「第3管理区分」となった直後、「局所排気の改修が困難」との理由で、上司は「再び第3管理区分になると検査室が使えなくなる」とし、引き続き不正行為を指示した。一方で、病理医や被害者の指摘もあり、測定時にカモフラージュとしてボトルに入った小さい検体のみの処理がなされていたが、前日からの換気や朝9時過ぎからの測定は続いた。

◆「市立病院の闇」は明けるのか

2019年11月1日に是正勧告の事実が新聞報道されるや、病院側は第三者による調査をすることを示した。病院自ら不正行為を含む事実関係の調査をして公表する責任を放棄し、「第三者」を隠れ蓑にしようというものである。その後、事件の風化を待つかのように、一向に動き出す気配がないまま時が流れた。当初、病院側は調査メンバーの氏名を非公表としてきたが、2020年6月議会において、調査メンバーとして弁護士と大学教授の名をあげた。ところが、この大学教授が市立病院と近いことを議員に指摘され、後に市長の求めにより弁護士を含めて再選考するに至った。

今回の事件を受けて今年度、市立病院は兵庫労働局から「衛生管理特別指導事業場」に指定され、有害業務を行う放射線技師と臨床検査技師の職場を中心に安全衛生

改善計画がまとめられる予定である。調査の過程で、専任の衛生管理者の不在や、衛生工学衛生管理者の未選任といった法令違反が指摘されている。また、事件が発覚するまで、特定化学物質や有機溶剤を扱う職場で必須の作業主任すら選任されていなかった。これらの違法行為が不問にされてきた病院の体質が、今回の災禍を招く土壌となっていた。

現在、病理検査室では、労働基準監督署

の指導による改修工事が7月末に完成し、1年近くにわたる防毒マスクをつけての作業からは解放されようとしている。一方で、都合の悪いことは隠すという病院の姿勢は今も変わっていない。

第三者による調査はようやく今年8月になって開始された。公正な調査結果を待ち、市立病院の再生に向けた一歩としたい。(宝塚市職員労働組合)

2020年11月11日から 新事務所に移転します！

下記に変更になります。よろしくお願いします。

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階
市民オフィス内 関西労働者安全センター
電話：06-6476-8220 FAX：06-6476-8229

*大阪メトロ「肥後橋」駅・京阪「渡辺橋」駅下車



剥離剤による中毒に注意！

火災や中毒多発で厚生労働省が通達発出

未規制物質ベンジルアルコール・特化物ジクロロメタンなど含有

厚生労働省は2020年8月17日、未規制物質であるベンジルアルコールや特化則物質ジクロロメタンを含有する塗料等の剥離剤による火災や中毒事案が頻発していることから「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」基安発0817第1号令和2（2020）年8月17日を発出した。（<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200917K0010.pdf> からダウンロード）

ベンジルアルコールは特化則等の規制対象となっていない物質であり、1,2-ジクロロプロパン（胆管がん事件の原因物質）やオルトフタルアルデヒド（医療用消毒剤による皮膚・呼吸器の原因物質）を想起させる事案である。

安易な未規制物質の使用を強力に抑制する基本原則の法制化が必要であることを改めて実感する。

塗面剥離剤は、塗料の剥離作業やアスベスト除去作業などさまざまな現場で使用されており特段の注意を要する。

急性・慢性障害、がん

通達が発症の可能性のある健康障害について、急性中毒だけにとどまらない点について次のように述べている。

「剥離剤に含有されている化学物質の中

には、上記の発生事例にある火災につながる引火性のあるものや中毒につながる急性毒性のあるものだけでなく、発がん性があるもの（皮膚から吸収されることによりがんが発生するおそれがあるものを含む。）、生殖毒性（ばく露することで生殖能力又は胎児への悪影響のおそれがあるもの。）、反復ばく露により神経系の障害を引き起こすおそれがあるもの、眼・皮膚刺激性のあるもの（眼に入ったり、皮膚に付着することで重い薬傷（いわゆる化学やけど）を引き起こすおそれがあるものを含む。）もある。」

通達には火災や中毒事例が例示されており参考になるが、最近の火災例としては次の事例があった。

◆剥離剤に使用されたベンジルアルコールに関連した火災例

火災事故では、東名高速の中吉田高架橋において2019年11月21日に、橋梁桁下での塗装塗替え工事において剥離剤による既設塗膜の除去作業をしていたところ、火災が発生し、作業員が1人死亡、10人が負傷するという重大事故が発生している。

※中日本高速道路 東名中吉田高架橋塗替え工事による火災事故再発防止委員会第一回会合を開催（道路構造物ジャーナルN E T <https://www.kozobutsu-hozen-journal>）

net/news/detail.php?id=539&page=1)

◆剥離剤由来の急性中毒例

通達には次の被災事例が掲載されている。

「(2) 発生事例 (中毒)」

ア 屋内での床のタイルカーペットの張替工事の際、ジクロロメタン含有の剥離剤によりカーペット撤去後に残った古い接着剤の除去作業を行っていたところ、中毒となり、意識を失った。災害当時、換気扇を付けておらず、また、防毒マスクを着用していたが破過していた可能性が高い。

イ 橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、複数名が意識不明や足下がおぼつかなくなった。災害当時、全体換気はなされており、また、防護服及び電動ファン付き呼吸用保護具を着用していた。

ウ 鉄筋コンクリート造の校舎解体工事において、石綿含有の外壁材に剥離剤（成分不明）を吹き付けて除去作業中、5名が体調不良となり、腕や背中にも化学やけどを負った。呼吸用保護具を着用していた。

エ 橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗膜の除去作業を行っていたところ、複数名が吐き気や視覚障害などを発症した。被災当時、防護服や防護眼鏡は着用していたが、呼吸用保護具の着用状況は不明。

オ 作業足場において剥離剤（成分不明）

を用いて塗膜除去作業中、剥離剤の揮発蒸気を吸引して一時的に意識障害に陥り、足場から転落した。また、転落時に剥離剤の容器を倒し、中に入っていた剥離剤を浴びて化学やけどを負った。

カ 橋梁工事において、剥離剤の乾燥を防止するためビニルシートで養生を行い、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、意識を失った。災害当時、換気は行っており、また、防護服及び防毒マスクを着用していたが、防毒マスクの吸収缶の破過時間の管理を行っていなかった。

キ 橋梁塗装工事において、防災シートと厚手のビニルシートで養生された環境下でベンジルアルコール含有の塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていたところ、意識を失った。被災当時、防護服及び防毒マスクを着用していた。」

中毒 110 番の報告

中毒 110 番（中毒情報センター運営）では、すでに 2014 年から 2020 年までに 8 件の剥離剤に含まれるベンジルアルコールによる中毒を受信していたことを報告している（次ページ表）。

今回の厚労省通達はやはり遅いといわざるを得ないだろう。

剥離剤による中毒で通達

Table 1 ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤による健康被害事例における、事故の発生状況と症状、臨床経過

症例No.	1	2	3	4	5	6	7	8
発生年月	2014年3月	2014年8月	2017年8月	2017年11月	2018年6月	2018年6月	2018年11月	2019年7月
年齢 性別	30代男性	10代男性	40代男性	30代男性	30代男性	30代男性	20代男性	20代男性
使用した製品	製品A	製品B	製品C	製品C	製品D	製品E	製品C	製品F
ベンジルアルコール濃度	10%以下	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	10~30%	30%以上	10%以下
状況・ 作業環境	休憩中にトラ ブル（剥離剤 を塗った塗膜 が落下）	作業中に意識 障害出現	作業中に意識 消失 最終確認から 10分で発見	作業終了後、 帰宅時に意識 障害出現	作業中に意識 消失 最終確認から 20分で発見	熱中症疑いで 当日受診、症 状継続	作業中に意識 消失 最終確認から 60分で発見	作業中に症状 出現
場所	屋外		屋外 高速道路高架 下 目張りした閉 鎖空間	屋外 歩道橋下 覆いを付けた 状態	屋外 橋の下 周囲を囲って 空気穴が空い た状態の足場	屋内	屋外 道路高架下 換気状態の悪 い足場	
作業時間		3.5時間	5時間	8時間	3時間		長時間	
保護具	マスクあり （トラブル発 生時はなし）	マスクなし	マスクあり 防護服あり	マスクあり （フィルター 付き全面体）	マスクなし		マスクあり （全面体） 防護服あり	マスクあり
臭気	院内で呼吸か ら強い刺激 臭、衣服汚染 あり		来院時、衣服 から刺激臭	帰宅時点で衣 服から溶剤臭			衣服に溶剤が 染みていた	
受診	3時間後	1.5時間後	2時間後	翌朝(14時間 後)	1.5時間後	翌日	45分後	3.5時間後
症状	意識障害 なし (意識清明)	あり 朦朧、昏睡 (数時間で回 復傾向)	あり 昏睡(2日目に 回復) 見当識障害	あり 会話の混乱、 不穏	あり 昏睡、泥酔、 酩酊、ほろ酔 い様の経過、 意識障害	あり 翌日、会話の 混乱、酩酊様 状態	あり 意識消失、不 穏	なし (意識清明)
代謝性アシ ドーシス			あり (アニオン ギャップ開 大)	あり (アニオン ギャップ開 大)	あり (アニオン ギャップ開 大) 浸透圧ギャッ プ異常なし		あり 浸透圧ギャッ プ異常なし	
高次脳機能 障害			あり 第23病日には 改善		あり 数日で改善		あり 3ヶ月後も残 存、9ヵ月後 には改善	
分析			尿：馬尿酸検 出 血清：ベンジ ルアルコール、馬尿酸検 出		尿：馬尿酸検 出		尿：馬尿酸検 出	
転帰	略治 (通院2日)	(追跡調査不 可)	退院 (入院24日)	完治退院 (入院4日)	完治退院 (入院12日)	(追跡調査不 可)	略治退院 (通院6日)	不明 (当日受診の み)
重症度	軽症		重症	重症	重症		重症	重症

症例3は文献6)と同一症例である。空欄は不明もしくは確認できていないことを示す

「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」に対する特定化学物質としての新たな規制 ～神経障害、発がん性などの健康障害に対応～

2021 年 4 月 1 日施行

1 「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」 に対する新たな規制の骨子

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について「労働者に神経障害等（神経機能障害、呼吸器系障害、肺がん）の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになった」ことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正された。

2020 年 4 月、7 月に新たな規制に関する政省令、告示が公布され、その一部を除いて 2021 年 4 月 1 日から施行される。その骨子は、次の通りである。

- 「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」を新たに第 2 類特定化学物質とする。
これに伴い、特殊健康診断や作業主任者の選任などを義務付ける。
- 溶接ヒュームに係る業務については作業環境測定が除外されるが、同時に、屋内で継続的に行うアーク溶接などの作業の方法を新たに採用したり、変更したりした場合には、個人サンプリング（作業に従事する者の身体に試料採取機器を装着し試料空気採取を行う測定方法）による空気中の溶接ヒューム濃度を測定し、その結果に応じた改善措置の実施と有効な呼吸用保護具の選定・使用などを義務付ける
- 従来、規制対象を「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」としていたものを「マンガン及びその化合物」に改正、その管理濃度を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ （レスピラブル粒子）に引き下げる。

2 新たな規制導入の契機と検討の経緯

従来、マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）は、特定化学物質に指定され、その管理濃度は、マンガンとして $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ （総粉じん）とされてきた。

ところが、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）と欧州委員会科学委員会（EC）※において、粒径別のマンガン及びその化合物のばく露限界値が勧告されたことを契機として、2016 年（平成 28 年）8 月から厚生労働省の管理濃度等検討会において、管理濃度の見直しの検討が行われた。

これは、塩基性酸化マンガンによって神経機能障害等を生じるが明確になったことへの対応である。

また、溶接フュームについて（溶接作業における紫外線とともに）、国際ガン研究機関（IARC）が 2017 年 4 月に発がん分類グループ 1（ヒトに対する発がん性あり）に分類した（肺がんなど。要約は「Carcinogenicity of welding, molybdenum trioxide, and indium tin oxide」The Lancet Oncology, Published: April 10, 2017）。

つまり、溶接フュームについて発がん性（肺がん）が明らかになったのである。

以上のようなことを契機として、今回の新たな規制導入へと至った。

ちなみに、米国（ACGIH）と欧州（EC）のばく露限界値は次の通りである。

※ 2017 年に、EC から勧告されたばく露限界値が強制力のある EU 委員会指令

酸化マンガン (MnO) (CAS No.1344-43-0)		
主な有害性 (発がん性、その他の有害性)	性状	構造式
神経機能障害	・ 緑色固体 ・ 融点 1785℃	Mn = O
三酸化二マンガ (Mn ₂ O ₃) (CAS No.1317-34-6)		
主な有害性 (発がん性、その他の有害性)	性状	構造式
神経機能障害、呼吸器系障害	・ 黒色固体 ・ 融点 1650℃	O=Mn \ O / Mn =O

溶接ヒューム	
主な有害性 (発がん性、その他の有害性)	性状
発がん性 : 国際がん研究機関 (IARC) グループ 1 ヒトに対する発がん性 その他 : 溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン (MnO) について 神経機能障害 三酸化二マンガ (Mn ₂ O ₃) について 神経機能障害、呼吸器系障害	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子 (粒径 0.1~1 程度)

(2017/164) として公布された。

(参考) 欧米の粒径別のばく露限界値

ACGIH (2013 年 設定)	EC 科学委員会 (2011 年 設定)
0.02mg/m ³ (レシピラブル)	0.05mg/m ³ (レシピラブル)
0.1mg/m ³ (インハラブル)	0.2mg/m ³ (インハラブル)

3 改正の施行期日と経過措置

改正政省令・告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行・適用される。

ただし、経過措置がある。

- 特定化学物質作業主任者に関する改正規定については、施行後 1 年程度適用を猶予する。
- 溶接ヒュームの空气中濃度の測定及びその結果に基づく保護具の選択に関する改正規定については、施行後 1 年程度適用を猶予する。
- 溶接ヒュームの空气中濃度の測定に関する改正規定の施行日における適用について、必要な経過措置を設ける

4 改正内容詳細リーフレット

金属アーク溶接等作業について①屋内作業、②屋外作業、③金属アーク溶接等以外、それぞれについてのリーフレットは労基署やインターネットから入手できる。

①金属アーク溶接等作業＜屋内作業場＞

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/000692112.pdf>

②金属アーク溶接等作業＜屋外作業場＞

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/000692126.pdf>

③金属アーク溶接等作業以外

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/000692133.pdf>

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が 特定化学物質（第2類物質）になりました

（令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日施行）

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経機能障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、**特定化学物質（第2類物質）**に追加される等の改正が行われました。

※今まで「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」とされていましたが、カッコ書きが無くなり、塩基性酸化マンガンも「**マンガン及びその化合物**」として**同じ様に規制**されることとなります。

新たに必要となった事項

作業主任者の選任（安衛法第14条）【令和4年3月31日まで経過措置あり】

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取り扱う作業について作業主任者を選任することが義務付けられます。（屋外・屋内作業を問いません）
- 作業主任者については「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。

作業環境測定の実施（安衛法第65条）

- 「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取り扱う屋内作業場について6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定を実施することが義務付けられます。
- 「溶接ヒューム」に係る**作業の作業環境測定は適用除外**となります。
※しかし、溶接ヒュームへのばく露防止に係る「**空気中の溶接ヒュームの濃度の測定等**」が必要となります。（裏面参照）
- マンガン及びその化合物についての「**管理濃度**」及び「**抑制濃度**」が下記の通り改正されます。

物の種類	管理濃度・抑制濃度
マンガン及びその化合物	マンガンとして0.05mg/m ³

特殊健康診断の実施（安衛法第66条）

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、**雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回**、定期的に、医師による健康診断を実施することが義務付けられます。（屋外・屋内作業を問いません）
※健康診断の項目は従来の「マンガン及びその化合物」に係る項目と基本的には同じです。
※**金属アーク溶接等作業**については、従来よりじん肺法に基づく「**じん肺健康診断**」が義務付けられているため、**両方の健康診断を実施することが必要**です。

その他（安衛則、特化則）

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取り扱う作業について、新たに以下の規定が適用されます。
 - ◇ 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）【安衛則第35条】
 - ◇ ばく露等の処理【特化則第12条の2】
 - ◇ 不浸透性の床【特化則第21条】
 - ◇ 関係者以外の立入禁止措置【特化則第24条】
 - ◇ 運搬貯蔵時の容器等の使用【特化則第25条】
 - ◇ 休憩室の設置【特化則第37条】
 - ◇ 洗浄設備の設置【特化則第38条】
 - ◇ 喫煙又は飲食の禁止【特化則第38条の2】
 - ◇ 有効な保護具の備え付け【特化則第43条、第45条】



新設

溶接ヒュームへのばく露防止関係（特化則第38条の21）

●溶接ヒュームへのばく露防止のため「**金属アーク溶接等作業**」について、以下の事が規定されます。

金属アーク溶接等作業	⇒	●金属をアーク溶接する作業 ●アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業 ●その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業
※作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれます。 ※燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。 ※自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の操作、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出、片付け等の作業は含まれません。		

全体換気装置による換気等

●金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、**全体換気装置による換気**の実施又はこれと同等以上の措置（局所排気装置等）が義務付けられます。

空気中の溶接ヒュームの濃度の測定

①. 金属アーク溶接等作業を継続して行う**屋内作業場**については、下記1）、2）の場合にあらかじめ作業に従事する**労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定**により、**空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することが義務付けられます。**

- 1) **新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき**
- 2) 金属アーク溶接等**作業の方法を変更***しようとするとき

*：溶接方法を変更する場合

溶接材料、母材及び溶接場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

- ②. ①の測定結果に応じて、換気装置の風量の増加、その他必要な措置を講ずることが必要です。また、**措置を講じたときは、効果の確認のため再度①と同様の測定を行う必要があります。**
- ③. ①、②の測定を行ったときは、都度必要な事項を記録し、測定に係る**金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することが必要です。**

呼吸用保護具の使用について

- ①. **屋外、屋内を問わず**、全ての作業場において金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、**有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられます。**労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。
- ②. 金属アーク溶接等作業を**継続して行う屋内作業場**において、当該作業に労働者を従事させるときは、**空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられます。**労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。

また、**面体を有する呼吸用保護具**については、**1年以内ごとに1回**、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を**3年間保存**しなければなりません。

※②については、**令和4年3月31日まで経過措置あり。**

床の掃除等

- 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。
 - ・**屋内作業場の床等**を、水洗（真空式掃除機）等によって容易に掃除できる構造のものとする。
 - ・水洗等粉じんの飛散しない方法によって、**毎日1回以上掃除**すること。

お問い合わせ先：中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター 測定チーム
T e l . : 06-6448-3784 F a x . : 06-6448-2263

死ぬまで元気です

Vol.29 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか。今年のプロ野球も始まったと思ったら、あっという間にマジックが付きちゃいまして勝負あったというところまで来ましたね。つい先日まで暑い暑いとエアコンをガンガン付けていたと思ったら、10月になってめっきり涼しくなりましたね。

最近マイブームなのが、夕方から行く魚釣りです。自宅から僅か5分の距離に海水浴場があって、秋になるとそこの防波堤がいい釣り場と変わります。そこで夕方の4時ごろから2時間ほど、何も考えずに釣りに集中するのがいい気分転換にもなるんです。専らサビキ釣りで、アジやイワシが良く釣れます。今年最初に行った日は、15～20センチ程度のアジやサバが大量に釣れたので、何も用のない時は進んで釣りに行きました。しかし、その日以来大量の日はなく最近はその時のことを思い出しては、暇を見て通っています。実は、密なんて気にしなくて良いほど、人も殆んどいない田舎の海なので解放感に満足しています。今はどこに行っても、マスクに消毒、うがいの励行でグクシャクしていますから、ここはまさに今の私にとっては、のんびり考える場としては最適です。

さて、9月30日付けで兵庫医科大学より、「～新たな治療の開発を目指して～悪性中皮腫（胸膜以外）に対する医師主導型治験を開始」というプレスリリースが発表されました。私たち中皮腫サポートキャラバン隊が、昨年4月から取り組んできました「腹膜・心膜・精巣鞘膜へのオプジーボ（ニボルマブ）の使用の承認について」の署名で、皆さんの協力を得て集まった8,392筆を昨年末厚生労働省へ提出させていただ

きました。まさにこの取組がようやくスタートしたと言えます。これも偏に署名活動に携わっていただいた方々や、治験にご尽力いただいた医師の方々や関係者の皆さまのご協力の賜物です。

胸膜以外の中皮腫患者は、標準治療がなく、現在の治療方法は胸膜中皮腫の標準治療に準ずる形で進められています。ただ、オプジーボに限っては、大人の事情もあり、各病院共はオプジーボの使用に二の足を踏んでいたもので、胸膜以外の中皮腫患者にとっては本当に喜ばしいことだと思います。

この治験への被験者が早期に集まり、また奏功されることを願うばかりです。そのために、我々中皮腫サポートキャラバン隊は、治験への協力を惜しむことなく、対象患者さんへのアプローチを勤めていきたいと思っています。

また、胸膜中皮腫においては、間もなく製薬会社からオプジーボ+ヤーボイの承認要請が出されると思います。こちらも承認要請が出された際は、我々も「早期承認の要請」を厚生労働省含め、関係各所へ提出する予定です。

ある医師が「現在の中皮腫は20年前の肺がんの治療と同じです。20年前の肺がんは治らない病気として見られていたが、今は5年生存率も飛躍的に伸び、根治する患者も出ている。中皮腫は今後飛躍的に治療法も出てきて、患者さんも治療の選択肢の幅が増えていくでしょう」と仰られています。私もそう思います。どこまで行けるか分かりませんが、私はそれを見届けるために、これからも頑張りたいと思います。

振動障害の検査 不足する医療機関

本年1月号で、はつり工の振動障害が増えていることを紹介してきたが、検査室の入室を許され、振動障害の検査を行う被災者の検査の様子取材することができた。

◆涼しい検査室での検査

検査室の中は低温に設定しており、夏場でも涼しく、むしろ肌寒い。1977年の「振動障害の認定基準について」（基発第307号）には、「皮膚温、痛覚その他の検査に当たっては、それらの測定値に外気温ばく露の影響が残らないよう、必ず検査前に室温20℃～23℃の室内において30分以上の安静時間をとること」となっている。検査結果から見ると、今日の室温は21度、この環境で水温10度の冷水に手を5分漬けて冷却負荷を加える。すぐに「痛い、痛い」と痛覚を覚えるようになるが、我慢して5分。水温も上がらないように温度を常に調整し、見事にレイノー現象が発生した手の循環機能検査を行う。まずは温度を測定し、次に中指の爪を圧迫して回復の状況を見る。さらに表紙写真のような機器（痛覚計）を用いて神経機能検査を行った。感覚が無くなっているのに、針で刺されていることがわからないのだが、目を開けて検査の様子を見ていると針が手に刺さっていることが見えるので、なんとなく感触があるような気になってしまう。検査手技について資料を見ると「手指の皮膚の薄い部位の小範囲について痛覚計の先で軽く4～5回突き」と書かれているが、「軽く」がどれくらいの強さなのかよくわからないし、被験者には目を閉じてもらわないと上記のように

突かれていることが分かってしまう。そのほか振動覚検査というものもあり、機器（振動子）の上に指を乗せて感覚の有無を調べる。これらを終えると再び水に手を漬け、その後は1分ごとに水から出しては温度を測るというのを5分間繰り返す。

このような検査は従前から変わらないが、2004年から2006年にかけて振動障害の検査指針検討会が設けられ、もともとは5℃10分で行われていたところを10℃10分に変更があった（2006年 振動障害の検査指針検討会）。

◆療養しようにも機材がない

以前、九州から大阪に住む子供たちの近くへ引っ越されてきた振動病患者について、引き続き療養を続けたいが病院はないかと相談を受けたことがある。その療養は、パラフィンバスに手を漬けて、蝋の膜で手を覆うことを何度か繰り返す。5mm弱のパラフィン膜で患部をコーティングして、蝋の熱で患部を温める温熱療法である。しかし、大阪でパラフィンバスを持っているところを探してもなかなか見つからない。ある病院ではちょうど故障したところで、新たに導入する予定はないという。確かに、患者がいなければ蝋を溶かし、溶けた状態を保つための電気代も無駄である。結局診てもらえる病院は1件しかなく、住居からは遠いものの、通院していただくことになった。

労災職業病に関心を払う医師や医院はこれからも必要である。今回取材した病院は検査時に若い医師が検査を行い、人材育成にも力を入れている。

韓国からの ニュース

■「死なずに働ける世の中を…」／重大災害 企業処罰法発議運動が始まる

市民社会団体が重大災害企業処罰法の立法のために、国会国民同意請願運動を始めた。請願書の公開後、30日以内の25日までに10万人以上が同意すれば、所管委員会に回付される。

重大災害企業処罰法制定運動本部は1日、参与連帯で記者会見を行い「8月26日現在、今年になって1217人が産災によって死亡したと推定される。労働者・市民が直接法案を発議する国民同意請願運動を今日から始める」と明らかにした。運動本部はキム・ヨンギョン財団、民主労総など、248の市民社会団体が構成されている。

法案3条には、事業主と法人または機関の経営責任者に安全・保健措置義務を付与し、危険防止の責任を負わせるようにした。これに違反して産災死亡事故が発生した企業に対しては、事業主または経営責任者を3年以上の有期懲役、または5億ウォン以下の罰金の処罰を科すとした。2020年9月1日 京郷新聞 タク・ジョン記者

■3年前のクレーン惨事の教訓を忘れたサムソン重工業／また下請け労働者が死亡

先月27日、サムソン重工業・巨済造船所のタンカー建造現場で爆発と推定される事故が起き、下請け業者の職員が死亡した。労組は6人の命を奪った2017年のクレーン惨事当時に指摘した問題が、全く解決されていないために起きた事故だと見ている。

金属労組の巨済統営古城下請け支会は「サムソン重工業の5万トン級のタンカーの浄水タンクで、爆発と推定される事故が発生し、1時間搜索した後、タンク内部の密閉空間でペインティング作業をしていた労働者が死体で発見された」と、31日に明らかにした。タンクの外部でペインティング作業をしていた労働者は、身体に火が点いたまま辛うじて事故現場から脱出して、病院に移送された。

労働部統営支庁労災予防課の関係者は「労働者1人は死亡し、1人は全身の52%に、2度の火傷をして治療中」とし、「火災の原因が爆発であったかどうかは、鑑識結果が出なければ確実には判らない」と説明した。この日、国立科学捜査研究院と統営海洋警察署、労働部統営支庁は事故現場に鑑識を行った。

死亡事故の根本原因について労組は、爆発・火災事故が起り得る環境が全く改善されなかったせいだと見ている。「2017年のクレーン惨事当時、労働部の特別監督結果報告書で指摘された問題点に対する後続措置が、キチンとなされていなかった」ということだ。

労組が言う「クレーン惨事」は、2017年5月1日にサムソン重工業巨済造船所で、巨人クレーンとタワークレーンが衝突し、下請け労働者6人が亡くなり、25人が大怪我をした事件をいう。メーデーのこの日、造船所に出勤した労働者の大部分は下請け労働者だった。2020年9月1日 京郷新聞 ソン・ユンギョン記者

■使用者の組合活動妨害ストレスで適応障害は産災／労組会議の盗聴・懲戒解雇…2年以上治療

7日、勤労福祉公団は、金属労組大邱支部ジョンウ精密のA分会長の適応障害に、業務上疾病判定委の審議を経て、産災と認定した。

A 分会長は、ジョンウ精密に 2017 年 1 月に複数労組が結成された後、分会に対する使用者の不当労働行為が多数発生し、これに関連した各種の訴訟を続ける過程でストレスが悪化したと主張した。使用者の分会会議の盗聴疑惑事件が代表的だ。分会は「使用者の管理者が、第一労組の教育室に録音装置を隠して、分会の定期総会と組合員総会などを盗聴しているのが発見された」という。大邱地裁は 2 月に、ジョンウ精密の中間管理者一人とジョンウ精密の第一労組の幹部二人に執行猶予付きの有罪を宣告した。A 分会長は、2018 年 12 月に懲戒解雇されたことに関する行政訴訟も闘っている。A 分会長が 2018 年 5 月に、適応障害を理由に休職を申し込んだが、使用者は承認しなかった。A 分会長が出社しないので、使用者は命令に応じないという理由で懲戒解雇した。A 分会長は不当解雇救済の申請をしたが、地労委と中労委は使用者に軍配をあげた。この他にも色々な訴訟事件と複数労組との葛藤で業務上ストレスが悪化し、2018 年 5 月から現在まで 2 年以上治療中。

公団は「会社が複数労組になった以後、会社側の持続的な労組活動への妨害行為があり、「これによるストレスで適応障害が発症したと判断され、適応障害と業務との相当因果関係が認められる」とした。

事件を担当したクォン・ドンヒ公認労務士は「労使間のあらゆる争点について争いがある状況」とし、「不当労働行為が正当か不当かは産災の有無とは関連ない、という大法院の判例を受けて、産災を認めた判定」と評価した。2010 年、大法院は LG 電子の労働者が提起した療養不承認処分取り消し申請で「会社の各人事権の行使が正当だという結論が出たとしても、それが業務上災害認定の

可否に直接的な影響を与えるものではない」と判示した。2020 年 9 月 8 日 毎日労働ニュース チェ・ナヨン記者

■緑色病院、プラットホーム・フリーランサー労働者に「半額診療」



緑色病院（病院長：イム・サンヒョク）とプラットホーム・フリーランサー労働者協同組合協議会は 18 日、業務協約 (MOU) を結んで、COVID-19 事態で経済的な困難にあるプラットホーム・フリーランサー労働者が、少ない負担で診療を受けられるように協力する。

この協約によって、所得が中位所得 100% 以内に該当する協議会所属のプラットホーム・フリーランサー労働者と直系家族は、緑色病院での外来診療をはじめ、検査、入院と手術にかかる診療費の 50% を支援されることになる。支援限度は個人当たり最大 250 万ウォンまでで、限度を超過する場合も、審査によって追加支援が可能だ。加入した組合と団体を通して所属を証明することで、医療支援の恩恵を受けることができる。2020 年 9 月 18 日 ハンギョレ経済社会研究院 パク・ウンギョン専任研究員

■サムスン・LG 半導体で仕事をして肺がん死亡…7 年目に産災認定

サムスン電子半導体工場と LG ディスプレイ液晶表示装置 (LCD) 工場働いて、30 代

で肺がんに罹って亡くなった協力業者所属の労働者が、裁判によって7年目に産業災害を認められた。

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)によれば、ソウル行政法院は11日、肺がんで亡くなった労働者Aさんの遺族が「遺族給付と葬儀料を支給せよ」と、勤労福祉公団を相手に提起した訴訟で、Aさんの肺がんを産災と認定した。

Aさんは2000年に露光機(光を照射して半導体回路を描く装置)業者に入社し、露光機の設置と維持・保守業務の担当者として働いた。サムスン電子半導体工場では4年、LGディスプレイLCD工場では7年など、合計11年間働いた。Aさんは2012年に38歳で肺がんの診断を受けてがん治療を受けたが、翌年亡くなった。遺族は、勤労福祉公団に産災を申請したが、公団は不承認としたために、行政訴訟を提起した。

裁判所は「Aさんの死亡と業務との間に相当因果関係が認められる」と判断した。裁判所は、先端産業現場の有害物質と特定疾病の因果関係が明確に究明されるには、相当な時間が必要とされる点、色々な成分が営業秘密に該当するという理由で知らされていない点、露光機の設置と保守作業は有害物質に直接的にばく露する危険性が高い点、などを総合すればAさんがばく露した様々な有害物質が、肺がんの発病に複合的に作用した可能性が高いと見た。2020年9月21日 京郷新聞 ユ・ソルヒ記者

■現代重工業での「狭窄事故」被害者の同僚3人に産災認定

現代重工業の特殊船試運転部で働くA(42)さんは、4月16日の午後、潜水艦P961号線魚雷発射管軸の調整作業をしている時、事

故で同僚のキム・某(45)さんが門に挟まれて、息ができずに血を流している姿を見た。Aさんは他の同僚らと、キムさんを潜水艦の傍に設置されたサービスタワー(垂直通路)まで移した。Aさんはキムさんを移動させる間中、彼が苦しむ姿をリアルタイムで見守る外なかった。この日以降、Aさんは酒を飲まなければ寝付くことができず、5月に外傷後ストレス障害(PTSD)の診断を受けた。一緒に救助作業をした同僚2人も同じような状況だった。

この現代重工業職員3人のPTSDが業務上疾病と認定された。3人は現在、投薬治療と心理相談を併行している。彼らと同じ部署で働いていたキムさんは、魚雷発射管の内部で、油圧で作動する門を調整する試験をしていて、突然作動した門に頭と首が挟まる事故に遭った。彼は意識不明の状態で生死の境を彷徨って、11日後に亡くなった。

同僚のうち2人は、自分のために同僚が死んだという罪悪感が更に加重された。1人は事故当日、キムさんの位置を確認しないまま、油圧作動門を動かせという無線連絡をし、もう1人が無線連絡で油圧作動門を閉めた。

しかし、3人のように産災申請にまで繋がるケースは例外的だというのが支部の説明だ。支部の関係者は「トラウマは個人が自ら克服しなければならない問題だと認識されてきた」とし、「重大災害が発生すれば、事故の收拾が優先的な目標になるので、トラウマによる苦痛を訴える労働者に、会社も労組も気を遣うことができないのが事実だ」と打ち明けた。支部は産業安全保健委員会で、トラウマを訴える労働者のための支援体系を用意すべきだと要求してきた。2020年9月21日 毎日労働ニュース オ・コウン記者(翻訳:中村猛)

前線から

フォークリフトの腰痛予防 対策その2

大 阪

フォークリフトの振動調査に先立って、まず、現場での使用状況について立ち入り調査を実施することになった。

大阪港では、約10社の企業を調査し、1社あたりのフォークリフト保有台数は3台から10台程度で、メーカーは圧倒的にTCM（東洋運搬機）が多かったように思う。一方、神戸港は、トヨタフォークリフトが大半を占めていた。約1年かかって、現場でのフォークリフトの使用状況の調査を終了し、その結果に基づいて、振動調査は、各メーカーごとに3.5tフォークリフトを中心に、ヨーロッパのCEN（欧州標準化委員会）の振動規格で行うことが確認され、大阪港・神戸港での調査対象会社を探すことになった。ここで、ヨーロッパのCENの振動規格の説明を簡単にしておく。

50mの直線距離に高さ1cmの障害物を3ヶ所設置

し、そこをフォークリフトが時速10kmで走行し、その間の振動を測定する。同時に映像にも納め記録する。当初は、大阪港を中心に1日約5台から6台程度調査を行い、同時にフォークリフトオペレーターに対して腰痛健康アンケートを実施した。平行して9月に開催された組合の中央本部大会で、関西を代表して私からフォークリフトの腰痛予防対策問題を提起し、全国に協力を呼びかけて各港で使用されているフォークリフト調査と腰痛健康アンケートを依頼した。

年が変わり、フォークリフトメーカー及び重機を扱っているメーカーが加盟している（社）日本産業車両協会へ今回の問題に対しての意見交換の機会を持つべく、中央本部を通じて申し入れを行った。数ヶ月後、東京での開催が決定され、各メーカー側及び組合からそれぞれ10数名、全体で約30名が参加して開

催された。

まず、組合側から問題提起を行い、メーカー側のフォークリフトや重機おける腰痛予防対策等について聞いた。日本産業車両協会の会長は当時、トヨタの代表が就任しており、言葉じりは丁寧だが、協力には否定的であった。しかし、他のメーカーは組合の行っている調査・研究については興味津々であった。

後日、滋賀医大予防医学講座から連絡が入って、メーカー側から詳しい話を聞きたいとのことで、一応、組合の了解も取り付けた上で相談することとなった。

ここで一言、説明不足な点を報告しておく、フォークリフトには当時も現在も車両本体にクッションと呼ばれる装備が全くない。強いて言うならばイスの下のスプリングクッションぐらいで、長時間乗務すると腰部に負担のかかる業務だ。（つづく 事務局：林繁行）



9月の新聞記事から

9/1 過労による精神疾患が原因で自殺したとして、広島市職員だった20代女性の遺族が市に損害賠償を求めて広島地裁に起こした訴訟で、市は解決金5000万円の支払いや再発防止策の徹底などを条件に遺族側と和解する。関連議案を市議会に提案し和解する。女性は2014年入庁。児童手当の手続き業務を担うなどして14年12月～15年8月は月100時間以上の時間外労働が続き、気分障害を発症して15年10月に自殺した。18年1月に地方公務員災害補償基金広島市支部から公務災害と認定され、遺族は同8月、市に8700万円の損害賠償を求めて提訴した。

聴覚障害者向け人工内耳などの輸入販売業「メドエルジャパン」（東京都）で働く女性社員が、社長から仕事を外されるなどのパワハラを受けたとして、同社に損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。昇給されなかった損害や慰謝料など約880万円を求めている。

9/3 任天堂（京都市）で正社員などの直接雇用につながる「紹介予定派遣」として働いていた保健師の女性2人が、同社の産業医からパワハラを受けた上、産業医との協力関係が築けなかったことを理由に直接雇用を拒否されたのは不当として、同社と産業医を相手取り、社員としての地位確認や損害賠償を求め、8日にも京都地裁に提訴する。紹介予定派遣の雇用拒否を巡る訴訟は全国初。

9/4 積水化成成品工業の滋賀事業所（甲賀市）に勤務していた30代の男性従業員に違法な長時間労働をさせたとして、東近江労働基準監督署は、労働基準法違反の疑いで、上司の男性グループ長と法人としての同社を書類送検した。男性従業員は在職中に死亡し、労災認定された。送検容疑は2018年3月11日～4月10日、男性従業員に労使協定を超える月94.5時間の違法な残業をさせた疑い。

建設現場でアスベストを吸い込み肺がんや中皮腫などになったとして、労働者や遺族ら121人が国と建材メーカー18社に約43億円を求めている「首都圏建設アスベスト東京第2陣訴訟」の判決で、東京地裁は、国と5社に対して、13億円超の支払いを命じた。国が事業者に対して、防じんマスクを着用させたり、アスベストの危険性を示す警告表示を出せさせたりすることを義務づけなかったことを違法だと判断した。国は14連敗となった。

9/8 厚生労働省は、長時間労働が疑われる全国約3万3千事業所を2019年度に調べたところ、約47%に当たる1万5593事業所で、違法残業があったとの監督指導結果を公表した。一方、違法な残業のあった事業所のうち、月80時間超の残業をした労働者が確認されたのは約37%の5785事業所で最少だった。

9/15 名古屋市の電機設備会社「名阪電機」の社員だった37歳の男性の自殺をめぐる、両親が同社などに計約1億円の損害賠償を求めた訴訟が名古屋地裁で和解した。会社側が男性の過重労働を認め謝罪し、慰謝料を含む賠償金を払う。和解は9日付。男性は2016年10月、未経験だった制御盤のプログラム作成を任せられ、業務量が増えたことも重なり、同11月

下旬ごろにうつ病を発症、同12月に自殺した。名古屋南労働基準監督署は発症前1カ月の時間外労働を約120時間と算定し、労災と認定した。

「ワタミ株式会社」に対して、高崎労働基準監督署から残業代未払いに関する労働基準法37条違反の是正勧告が出された。労基署に申告したAさんは、「ワタミの宅食」で正社員として勤務し、長時間労働によって精神疾患に罹患して現在休職中。Aさんの長時間残業は、発症1ヶ月前である6～7月には、月175時間だった。

9/16 北九州市立総合体育館の管理に従事し、肺がんを患って2013年に死亡した男性の遺族が、アスベスト対策を怠ったのが原因だとし、市と雇用した管理会社に損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡地裁は、体育館の安全性が不十分だったとして市と会社の責任を認め、計2580万円の支払いを命じた。

9/17 テレビ東京ホールディングス子会社の番組制作会社「テレビ東京制作」（東京）の女性社員が適応障害を発症したのは、48日間連続での勤務など過重労働が原因として、三田労働基準監督署が労災認定していた。6月3日付。女性は18年2～3月、担当する番組の制作のため休みが取れなくなった結果、適応障害と診断された。19年2月、残業代の未払い分を会社に請求すると、減給などの懲戒処分を相次いで受けたため同5月、残業代支払いや処分の無効確認を求め東京地裁に提訴した。

9/23 2010年にトヨタ自動車の男性社員（40）が自殺したのは過重労働や上司のパワハラが原因として、男性の妻ら遺族が同社に約1億2300万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が名古屋地裁で開かれ、トヨタ側は請求棄却を求めた。男性は1990年に入社し、2008年4月以降、新型プリウスの部品生産ラインの立ち上げなどに従事。09年10月ごろうつ病となり、10年1月に自殺した。

9/26 テレビドラマの撮影現場で2017年、左脚を骨折した俳優恩田恵美子さんが、休業補償を求め労災申請している。恩田さんは長年、プロダクション会社から仕事を請け負う形で活動。労働基準監督署などは個人事業主に当たるとして2度にわたり申請を退けたが、恩田さんは「労働保険審査会に再審査請求している」。

神戸市灘区の特別養護老人ホーム「きしろ荘」で、40代女性職員が長時間労働とパワハラで精神障害を発症したとして、神戸東労働基準監督署に労災申請している。また、施設を運営する社会福祉法人「六甲鶴寿園」は、時間外労働に伴う割増賃金などをめぐり、同労基署から2度の是正勧告も受けた。

9/28 飲食宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の運営会社は、自転車やバイクを使う配達員向けの補償を10月1日から拡充する。配達員に支払う「医療見舞金」の上限を25万円から50万円に引き上げるのが柱だ。

9/30 東証1部上場で食品物流事業を手掛けるC&Fロジホールディングス（HD）は、林原国雄社長が社内での不適切な言動によるハラスメント行為をしたとして、同日付で辞任したと発表した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル ー(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259